

1.重要な会計方針

(1)引当金の計上基準

①徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

②賞与引当金

教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

③退職給与引当金

退職給与の期末要支給額を基準として加入退職金団体ごとに以下のとおり計上している。

(ア)私立大学退職金財団に加入している教職員は期末要支給額を基にし、当該財団に対する

掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額の100%を計上している。

(イ)東京都私学財団に加入している教職員は、期末要支給額と当該財団からの交付金相当額と

は同額であるので引当金を計上していない。

(2)その他の重要な会計方針

①有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は、移動平均法に基づく原価法である。なお満期保有目的有価証券の評価基準は、償却原価法である。

②預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金その他経過項目に係る収入と支出は、総額をもって表示している。

③食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法

補助活動に係る収支は、純額で表示している。

2.重要な会計方針の変更等

(1)改正後の学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第28号)に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

(2)賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。

3.減価償却額の累計額の合計額

9,129,281,471円

4.徴収不能引当金の合計額

0円

5.担保に供されている資産の種類及び額

該当なし

6.翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

24,922,040円

7.当該会計年度の末日において、第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策 第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8.セグメント情報

令和 7年 4月 1日 から
令和 8年 3月31日 まで

(単位 円)

セグメント 科 目	武蔵野学院大学	武蔵野短期大学	幼稚園・中学校・ 高等学校	その他	合 計
教育活動収入計	478,011,736	170,297,028	1,380,704,203	39,088,895	2,068,101,862
教育活動支出計	760,840,058	318,839,244	1,050,567,684	110,097,493	2,240,961,917
教育活動収支差額	△282,828,322	△148,542,216	330,136,519	△ 71,625,898	△172,859,917
教育活動外収支差額	0	0	0	50,184,852	50,184,852
経常収支差額	△282,828,322	△148,542,216	330,136,519	△ 21,441,046	△122,675,065
特別収支差額	△ 11,386,282	△ 2,601,086	△ 18,970,373	△ 812,179	△ 33,769,920
基本金組入前当年度収支差額	△294,214,604	△151,143,302	311,166,146	△ 22,253,225	△156,444,985
基本金組入額合計	△ 21,379,852	△ 11,797,012	△ 57,215,106	11,641,592	△ 78,750,378
当年度収支差額	△315,594,456	△162,940,314	253,951,040	△ 10,611,633	△235,195,363

- (注1) セグメント情報は拠点区分別(設置学校・附属施設別)の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっていない。
- (注2) 各セグメントの主な区分方法は、拠点区分に応じて「武蔵野学院大学」「武蔵野短期大学」「幼稚園・中学校・高等学校」「その他」に区分している。「幼稚園・中学校・高等学校」には、武蔵野短期大学附属幼稚園、武蔵野中学校、武蔵野高等学校を含んでいる。「その他」には、学校法人部門のほか、武蔵野短期大学附属保育園を含んでいる。
- (注3) 収入額及び支出額の各セグメントへの配分方法は、昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局长通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」に記載の方法を適用している。

9.重要な偶発債務	該当なし
10.子法人に関する事項	該当なし
11.学校法人の出資による会社に係る事項	該当なし
12.関連当事者との取引の内容に関する事項	該当なし
13.学校法人間の財務取引	該当なし
14.重要な後発事象	該当なし

15.その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1)有価証券の時価情報

(単位 円)

種 類	勘定科目	当年度(令和8年3月31日)		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	有価証券	0	0	0
(うち満期保有目的の債券)		(-)	(-)	(-)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	有価証券	0	0	0
(うち満期保有目的の債券)		(-)	(-)	(-)
合 計	有価証券	0	0	0
(うち満期保有目的の債券)		(-)	(-)	(-)
時価のない有価証券	有価証券	2,000,000,000		
有価証券 合計		2,000,000,000		

(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リースは次のとおりである。

平成21年4月1日以降に開始したリース取引

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	13,772,040円	4,736,510円
管理用機器備品	9,633,480円	5,572,720円

(3)純額で表示した補助活動に係る収支

純額で表示した補助活動事業の収支を相殺した科目及び金額は次のとおりである。

(単位 円)

支出	金額	収入	金額
補助活動仕入支出 (生徒手帳代他)	△ 10,501,803	補助活動事業収入 (売上高)	15,124,331
補助活動仕入支出 (電話料)	△ 111,637	電話収入	0
計	△ 10,613,440	計	15,124,331
純 額			4,510,891

補助活動事業収入	7,244,819円
補助活動事業支出	2,733,928円